

議案第10号

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部改正について

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和3年3月17日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 改正理由

外国語指導助手の特別休暇についての規定を一部改正する必要があるため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）  
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月 日

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部を改正する規則

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則（平成29年東広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

- (15) 外国語指導助手が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における勤務を要しない日及び休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

第14条第2項中「第15号」を「第13号から第16号まで」に、「第14号」を「第12号」に改める。

第17条第1項中「第14号」を「第15号」に、「同項第15号」を「同項第16号」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(特別休暇) 一略一</p> <p>第14条 外国語指導助手は、次の各号に掲げる事由がある場合において、当該各号に定める期間の特別休暇を取得することができる。</p> <p>(1) 外国語指導助手の親族が死亡した場合 次の掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間</p> <p>ア 父母、配偶者又は子が死亡した場合 連続する10日の範囲内の期間</p> <p>イ 兄弟姉妹又は祖父母が死亡した場合 連続する5日の範囲内の期間</p> <p>(2) 本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間</p> <p>(3) 災害により外国語指導助手の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ教育委員会が必要と認める期間</p> <p>(4) 外国語指導助手が通勤に用いる交通機関の事故等により交通が途絶した場合 当該途絶が解消するまでの期間</p> <p>(5) 女子の外国語指導助手が6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間</p> <p>(6) 女子の外国語指導助手が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女子の外国語指導助手が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。</p> <p>(7) 外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日につき2回の範囲内でそれぞれ30分以内の期間</p> <p>(8) 女子の外国語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日</p> <p>(9) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する外国語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日(養育する子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p> <p>(10) 外国語指導助手が要介護者(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年東広島市条例第37号)第8条の2第4項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。)の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p> | <p>(特別休暇)</p> <p>第14条 外国語指導助手は、次の各号に掲げる事由がある場合において、当該各号に定める期間の特別休暇を取得することができる。</p> <p>(1) 外国語指導助手の親族が死亡した場合 次の掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間</p> <p>ア 父母、配偶者又は子が死亡した場合 連続する10日の範囲内の期間</p> <p>イ 兄弟姉妹又は祖父母が死亡した場合 連続する5日の範囲内の期間</p> <p>(2) 本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間</p> <p>(3) 災害により外国語指導助手の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ教育委員会が必要と認める期間</p> <p>(4) 外国語指導助手が通勤に用いる交通機関の事故等により交通が途絶した場合 当該途絶が解消するまでの期間</p> <p>(5) 女子の外国語指導助手が6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間</p> <p>(6) 女子の外国語指導助手が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女子の外国語指導助手が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。</p> <p>(7) 外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日につき2回の範囲内でそれぞれ30分以内の期間</p> <p>(8) 女子の外国語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日</p> <p>(9) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する外国語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日(養育する子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p> <p>(10) 外国語指導助手が要介護者(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年東広島市条例第37号)第8条の2第4項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。)の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p> |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(11) 外国語指導助手(引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、この号に規定する期間(以下この号及び次号において「介護休暇期間」という。)の初日から起算して93日を経過する日から、介護休暇期間の初日から1年を経過する日までにその任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない者に限る。)が、要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日の範囲内において必要と認められる期間</p> <p>(12) 外国語指導助手(引き続き在職した期間が1年以上である者に限る。)が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る介護休暇期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間</p> <p>(13) 妊娠中又は出産の日後1年以内の女子の外国語指導助手が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産の日までは1週間に1回、出産の日後1年以内の期間は1回(医師等の特別の指示があった場合は、それぞれの期間について、その指示された回数)、それぞれその都度必要と認める日又は時間</p> <p>(14) 妊娠中の女子の外国語指導助手が請求した場合において、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 第10条に規定する勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間</p> <p><u>(15) 外国語指導助手が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活のため勤務しないことが相当であると認められる場合、一の年の7月から9月までの期間内における、勤務時間が割り振られていない日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</u></p> <p><u>(16) 前各号に掲げるもののほか、所属長が特に必要と認めた場合 所属長が特に必要と認めた期間</u></p> <p>2 前項第1号から第4号まで及び第13号から第16号までの特別休暇は有給とし、同項第5号から第12号までの特別休暇は無給とする。</p> | <p>(11) 外国語指導助手(引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、この号に規定する期間(以下この号及び次号において「介護休暇期間」という。)の初日から起算して93日を経過する日から、介護休暇期間の初日から1年を経過する日までにその任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない者に限る。)が、要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日の範囲内において必要と認められる期間</p> <p>(12) 外国語指導助手(引き続き在職した期間が1年以上である者に限る。)が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る介護休暇期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間</p> <p>(13) 妊娠中又は出産の日後1年以内の女子の外国語指導助手が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産の日までは1週間に1回、出産の日後1年以内の期間は1回(医師等の特別の指示があった場合は、それぞれの期間について、その指示された回数)、それぞれその都度必要と認める日又は時間</p> <p>(14) 妊娠中の女子の外国語指導助手が請求した場合において、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 第10条に規定する勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間</p> <p>(15) 前各号に掲げるもののほか、所属長が特に必要と認めた場合 所属長が特に必要と認めた期間</p> <p>2 前項第1号から第4号まで及び第15号の特別休暇は有給とし、同項第5号から第14号までの特別休暇は無給とする。</p> |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>第17条 外国語指導助手は、第13条第1項並びに第14条第1項第1号から第4号まで及び同項第9号から第1.5号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第1.6号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得の理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに届け出て承認を受けなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> | <p>第17条 外国語指導助手は、第13条第1項並びに第14条第1項第1号から第4号まで及び同項第9号から第1.4号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第1.5号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得の理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに届け出て承認を受けなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> |